（提出部数：１部）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　枚方市保健所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　開設者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　）　　　　　　　－

　下記のとおり歯科技工所を開設しましたので、歯科技工士法第２１条及び同法施行規則第１３条の規定により、関係書類を

添えてお届けします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |   |  |
|  |

　※開設届に記載された情報のうち個人情報（開設者（個人の場合）の住所等）を除く情報を、

枚方市ホームページに掲載することに同意します。

　　　　同意確認チェック □

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  １． |  　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日 |  |
|   ２．歯科技工所の名称 |  |
|  ３． |  枚方市 ☎（　　　　）　　　　－ |
|  ４．開設者が法人の場合、 定款・寄付行為を添付 |  定款・寄付行為は別添のとおり |
|  ５．管理者の住所・氏名 （免許証写・履歴書添付） | ☎（　　　　）　　　　－ |
|  ６―１． 　  (　)内に、歯科医師は（歯）、　歯科技工士は（技）、その他の者は（他）と記入  |  　　　　 （ 　） |  　　　　 （ 　） |
|  　　　　 （ 　） |  　　　　 （ 　） |
|  　　　　 （ 　） |  　　　　 （ 　） |
|  　　　　 （ 　） |  　　　　 （ 　） |
|  　　　　 （ 　） |  　　　　 （ 　） |
|  　　　　 （ 　） |  　　　　 （ 　） |
|  　　　　 （ 　） |  　　　　 （ 　） |
|  | ６－２.上記のうち、リモートワークを行う者の氏名、連絡先、リモートワークを行う場所の所在地（５に記載の住所と同じ場合、□にレ点）（研修受講に関する記録の写しを添付） | 氏名　　　　　　　　　　　　　研修受講日　　　年　　　月　　　日所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□５に同じ　　　 　　　　　　　　　　　　☎（　　　　）　　　　－　　　　　　 |  |
|  |  |
|  | 氏名　　　　　　　　　　　　　研修受講日　　　年　　　月　　　日所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□５に同じ　　　 　　　　　　　　　　　　☎（　　　　）　　　　－　　　　　　 |  |
|  |  |
|  | 氏名　　　　　　　　　　　　　研修受講日　　　年　　　月　　　日所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□５に同じ　　　 　　　　　　　　　　　　☎（　　　　）　　　　－　　　　　　 |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |
|  ７．周囲の見取図・敷地の面積・平面図、建物の構造概要等 |  周囲の見取図(第1図)、及び敷地平面図(第2図)を添付 敷地面積　　　　　　　　㎡ 建物の構造種別：木造・鉄筋（鉄骨）コンクリート造り その他（ ） （地上 　 階、地下 　 階部分） |
|  ８．技工所の面積、平面図 |  技工所の平面図（第３図）を添付 延床面積：　　　　　　㎡，　　各階床面積：　　　階　　　　　㎡ 　 　　　　 　 階　　　　　㎡ |
|  |  ９．技工所の構造概要（技工所が複数階にわたる場合は、各階別に記載すること） |  |
|  |  ①  |  板張り・コンクリート・吹付・その他（　　　　　　） |  |
|  |  ②  |  板張り・コンクリート・その他（　　　　　　） |  |
|  |  ③  |  板張り・コンクリート・Ｐタイル張り・その他（　　　　　　） |  |
|  |  ④ 各室床面積 |   |  　　 ㎡ |  |
|  |   |  　　 ㎡ |  |
|  |   |  　　 ㎡ |  |
|  |   |  　　 ㎡ |  |
|  |   |  　　 ㎡ |  |
|  |   |  　　 ㎡ |  |
|  |   |  　　 ㎡ |  |
|  |  ⑤  |   |  　　　 箇所 |  |
|  |  ⑥  |   |   |  箇所 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  10．技工所の設備概要 |  |
|  | 1. 基本的な機器、器具の設置

 （１）技工用作業台　　　　台 　　　（16）　　　 台（２） 脚　　 　（17） 　　 台（３） 台 　　　（18）　 　　台 （４） 台 　　　（19）　　 　台 （５） 台 　　　（20）技工用実体顕微鏡（ﾏｲｸﾛｽｺｰﾌﾟ）　　　 台 （６） 台　 　　（21）電気掃除機　　　　台 （７）エアーコンプレツサー 台　　 　（22）分別ダストボックス　 　　台 （８） 台　　 　（23）模型整理棚　 　　台 （９） 台　 　　（24）書籍棚　　　 台 （10）ガステーブル（コンロ) 台　　 （25）材料保管棚（保管庫） 　 台 |  |
|  |  （11）鋳　　　　　造　　　　　器　 　　 台　 　　 （26）薬品保管庫　 個 （12）ポーセレンファーネス　　　　 台　　 　（27）救急箱 　 　 個（13）電解研磨器 　　　 台 　　 （28）歯科技工に関する書籍　 冊（14）鍍金装置　　　 台　　 （29）計測用機器 　　　 個  （15）超音波洗浄器　　 　台　　　 （30）その他（　　　　　　　　　　）　　　 台 |  |
| ②　照　明　設　備 | 照　　　　　　　　　　　　　　　　明 |   |
| ③　手洗設備 | 手洗設備　　・　　便所　　・　　更衣室 |   |
| ④　防音装置 |  |   |
| ⑤　 | 　　 | 　　　　　　　台　　　大 |
| 　 |   |
| ⑥　防塵設備等 | 　 | 　　　　　　　台 |
| 　 | 　　　　　　　台 |
| 　防湿装置 | 　　　　　　　台 |
| 　防虫装置 | 　　　　　　　台 |
|  | 　防鼠装置 | 　　　　　　　台 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  ⑦　 |   | 　　　　　　　台 |  |
|   |   |
|   |   |
|  ⑧　高圧ガスの設置 |   | 　　　　　　　本 |
|   | 　　　　　　　本 |
|  ＊アセチレンボンベを使用する場合は「消防法」により、消防長又は消防署長への届出が必要な場合有り。（圧縮アセチレンガス４０キログラム以上を貯蔵している場合） |
|   | 　　　　　　　本 |
|  　 |   |
|  |  |
|  ＊「高圧ガス保安法」により高圧ガス貯蔵施設は、風通しがよく、火気、引火性、発火性の物から２ｍ以上離れて設置してあること。酸素とアセチレン、水素は区別して置いてあること。 |
| ⑨　電気メッキ施設 |  無機シアン化合物による電気メッキ装置 |   |
|  ＊無機シアン化合物を使用して電気メッキを行う場合は「毒物 及び劇物取締法」により保健所に届出が必要 |  |
| ⑩　 |   |   |
|   |   |
| ⑪　 |  排水管途中の石膏トラップ |   |
|   |   |
|   |   |
|  ⑫　  |   |   |
| ・「毒物及び劇物取締法」により、盗難、飛散、漏れ、地下浸透等を防止するため、施錠できる堅固な施設で保管することが必要。・「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」と表示することが必要。 |
|  | 1. 塵埃又は微生物による

汚染を防止する構造・設備 |  適切な消毒剤が備えられているか。 |   |  |
|  | 1. 清潔性の保持及び

整理整頓 |  衛生的かつ安全に貯蔵、保管する設備があるか。 |  |  |
| 1. 「歯科技工録」及び

「手順書」の整備 | 「歯科技工録」及び「手順書」が整備されているか。 |  |
| 1. 個人情報の適切な管理のための特段の措置
 | リモートワークを行う場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置が講じられているか。 |  |